

広報かさま お知らせ版

2020



問い合わせ方法：笠間市役所本所・支所
笠間・友部地区から TEL0296(77)1101またはTEL0296(72)1111
岩間地区から TEL0299(37)6611

■お知らせ

- ①接触確認システム「いばらきアマビエちゃん」と「COCOA」をご利用ください
- ②公共下水道使用料および農業集落排水施設使用料の改定時期を延期します
- ③健康診査がインターネットで予約ができます
- ④特設無料人権相談を開設します
- ⑤弁護士による法律相談会を実施します
- ⑥多重債務者のための無料法律相談会を開催します
- ⑦行政書士無料相談会を開催します
- ⑧令和3年度に農作物の鳥獣被害防止施設および緩衝帯整備の共同設置を検討されている方はご相談ください
- ⑨厨房機器の定期的な清掃やメンテナンスをしましょう
- ⑩第15回 笠間市ふれあい作品展の作品を募集します
- ⑪木造住宅をお持ちの方「耐震診断」をしてみませんか
- ⑫木造住宅の耐震改修に係る費用の一部を補助します
- ⑬事業主の皆さん 改正法への対応はお済みですか
- ⑭屋外広告物の表示には許可が必要です
- ⑮違反広告物の撤去を行います
- ⑯秋の全国交通安全運動を実施します
- ⑰茨城中央工業団地(笠間地区)内の道路が開通しました

■教養・文化・交流 他

- ⑱図書館からのご案内
- ⑲ドライブインシアターで「ペット2」を上映
- ⑳健康講座「糖尿病について」
- ㉑ママ・リフレッシュ～ハーバリウムペン作り～
- ㉒「第一火曜日の会」ゆび編みマットづくり
- ㉓フリーマーケットの出店者を募集
- ㉔第10回 大阪府民のいっちゃんうまい米コンテスト
- ㉕かさま音楽フェスタ～奏～ピアノ・ヴァイオリン・クラリネットによるクラシックコンサート
- ㉖花と緑のまちなみコンテスト
- ㉗A・ta・GO! ダンス教室
- ㉘笠間ふれあい大学 10月講座のご案内
- ㉙これからの公共施設について
第6回 -取組3 公民連携-

① 接触確認システム「いばらきアマビエちゃん」と「COCOA」 をご利用ください

○メール通知システム「いばらきアマビエちゃん」(県独自システム)

新型コロナウイルス感染者が発生した場合に、その感染者と同じ日に施設を利用した方にメールでお知らせします。

事業者の方は、システムへの登録と感染防止対策宣誓書の掲示をお願いします。
市民の皆さんは、お出かけの際に各店舗での登録をお願いします。



○接触確認アプリ「COCOA」(厚生労働省推奨アプリ)

事業者登録フォーム

新型コロナウイルス感染者と1メートル以内、15分以上接触した可能性がある場合、通知を受け取れるスマートフォンアプリです。アプリ利用者間での接触の場合に有効になるアプリですので、より多くの登録をお願いします。

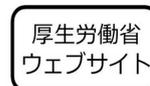
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



問 健康増進課 TEL 0296-77-9145

【回覧】お早めに回してください 全14ページ(A3…3枚、A4…1枚) ①ページ

② 公共下水道使用料および農業集落排水施設使用料の改定時期を延期します

公共下水道事業および農業集落排水事業の経営健全化を図るため、使用料の改定を令和3年4月1日に予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民生活や地域経済への影響に配慮し、改定日を当面1年延期します。

問 下水道課(内線 71130)

③ 健康診査がインターネットで予約ができます

10月の健康診査よりインターネットでの予約が可能となります。健康診査がインターネットで便利に24時間いつでも予約できます。ぜひご活用ください。

※「健診インターネット予約」の利用には、事前に利用者登録が必要になります。

登録方法 パソコンからは <https://kenko-link.org/> で検索

スマホからはQRコードで読み込み

問 保健センター TEL 0296-77-9145



健診予約サービス

④ 特設無料人権相談を開設します

毎日の生活の中で起こる人権に関わる困りごとを解決に導くための相談です。

相談は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が担当します。相談内容についての秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

【弁護士相談について】

午後1時から弁護士も相談を行います。相談時間は1件30分以内です。相談される方は、午前の部で人権擁護委員と内容を整理したうえでお願いします。

日時 10月6日(火) 午前10時～午後3時 最終受け付け：午後2時30分

場所 市民センターいわま(笠間市下郷5140)

問 社会福祉課(内線157)

※新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで実施します。

⑤ 弁護士による法律相談会を実施します

笠間市商工会では、市内中小企業、個人事業主等を対象に弁護士による法律相談会を実施します。事業を実施するうえで法的にお困りなことがありましたら、ぜひご活用ください。

相談会は予約制ですので、事前に笠間市商工会へご連絡ください。

※笠間市商工会の会員でない方もご参加いただけます。

※当日の相談費用は原則無料です。

日時	場所	弁護士
9月23日(水)	笠間市商工会 本所	いしかわ まさゆき 石川 雅之さん
9月25日(金)		たきの まさひろ 瀧野 正裕さん
9月30日(水)	笠間市商工会 友部事務所	石川 雅之さん

相談時間 午前9時～午後4時(1事業所あたり1時間30分程度)

相談いただける内容 事業承継、契約取引、過重債務、消費者対応、労働問題、売掛金回収等

問 商工課(内線511) 笠間市商工会 TEL 0296-72-0844

⑥ 多重債務者のための無料法律相談会を開催します

借金の返済でお困りの方を対象に、無料法律相談会を開催します。弁護士、司法書士、消費生活相談員が相談に応じ秘密は厳守します。

日時		場所
10月26日(月)	午後1時～4時30分	取手市役所議会棟(取手市寺田5139)
10月27日(火)	午後4時～7時30分	茨城県水戸合同庁舎(水戸市柵町1-3-1)
10月28日(水)	午後1時～4時30分	つくば市豊里交流センター(つくば市高野1197-20)
10月29日(木)	午後1時～4時30分	日立シビックセンター(日立市幸町1-21-1)

対象 多重債務者(借金の返済にお困りの方)

定員 各会場10名(先着順) ※事前予約制

申込方法 電話でお申し込みください。

申込期限 10月19日(月)(定員になり次第締め切り)

申・問 県民生活環境部生活文化課 TEL 029-301-2829

HP <http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/sodan/index.html>

⑦ 行政書士無料相談会を開催します

遺言、相続、各種許認可等の行政手続き相談など、暮らしと役所の諸手続きに関する相談に、茨城県内の行政書士がお答えします。

○面談による相談会(予約不要)

日時		場所
10月21日(水)	午後1時～4時	友部公民館(笠間市中央3-3-6)
10月1日・8日・15日 ・22日・29日の木曜日		水戸市役所本庁舎(水戸市中央1-4-1)
10月13日(火)		城里町役場本庁舎(東茨城郡城里町大字石塚1428-25)
10月14日(水)		茨城町役場本庁舎(東茨城郡茨城町大字小堤1080)
10月20日(火)		小美玉市役所本庁舎(小美玉市堅倉835)
		大洗町役場本庁舎(東茨城郡大洗町磯浜町6881-275)
10月1日(木)～3日(土)	正午～午後6時	水戸京成百貨店8階談話室コーナー(水戸市泉町1-6-1)

○電話による相談

日時 毎週木曜日(祝日を除く)午後1時30分～4時30分

電話番号 029-305-3731

問 茨城県行政書士会事務局 TEL 029-305-3731

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

厚生労働省 TEL 0120-565653 9時～21時(土日・祝日も実施)

茨城県庁内 TEL 029-301-3200 8時30分～22時(土日・祝日も実施)

中央(旧水戸)保健所 TEL 029-241-0100 9時～17時(平日のみ)

令和 2 年国勢調査を実施しています

回答はかんたん便利なインターネットで！



国勢調査 2020



- 国勢調査は、2020年（令和2年）10月1日現在、日本に住んでいるすべての人および世帯が対象です。
- 9月中旬から、調査員がみなさまのお宅を訪問し、調査書類を郵便受けに入れるなどしてお配りしています。
- 回答は、10月7日までに、できる限りインターネットでお願いします（郵送も可能です）。
- 10月7日までに回答が確認できない場合は、調査員が回答のお願いに伺います。
- 国勢調査では、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、できる限り、みなさまと調査員が対面しない非接触の方法で行うようにしています。みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
- 万一、調査書類が届いていない場合や、追加の調査票が必要な場合（5人以上の世帯など）は、お問い合わせください。

インターネット回答期間

9/14 (月) → 10/7 (水)

調査票(紙)での回答期間

10/1 (木) → 10/7 (水)

国勢調査については、「国勢調査2020総合サイト」をご覧ください。

<https://www.kokusei2020.go>



問：企画政策課（内線 592）

⑧ 令和3年度に農作物の鳥獣被害防止施設および緩衝帯整備の共同設置を検討されている方はご相談ください

昨今のイノシシ等による農作物の被害状況を鑑み、鳥獣被害防止施設(電気柵や防護柵等)を地域ぐるみで設置予定の農業者組織を対象に、購入費用の補助および緩衝帯整備(農地と山林の間の草刈り等)に対する補助を予定しています。

設置を検討されている方はご相談ください。

対象要件 ・受益農家が3戸以上であること
 ・年間活動日の出納簿および活動内容を作成し報告すること。(8年間)
 ・緩衝帯整備事業については、笠間市で1件のみ対象。事業費上限：2,000千円

対象費用 ・電気柵、防護柵等の購入費用
 ・農地と山林等の中の緩衝帯の整備等

補助額 10/10以内(上限単価あり。審査により満額補助とならない場合や、補助対象とならない場合があります。)

必要書類 見積書、設置場所の図面

申込方法 窓口で直接お申し込みください。

申込期限 9月30日(水)

申・問 農政課(内線526)

⑨ 厨房機器の定期的な清掃やメンテナンスをしましょう

ガス機器や給排気設備の汚れや劣化を放置しておくと、大きな事故につながります。厨房での事故は従業員だけでなく、お客さんを巻き込むなど被害が拡大するおそれがあります。

業務用厨房では、このような事故が起っています

【CO(一酸化炭素)中毒】 汚れや劣化によってガスバーナーの給気口や炎孔が詰まると不完全燃焼が起こりCOが発生します。

【ガス漏えい・爆発】 ガス機器が腐食劣化して穴が空いていると、その部分からガスが漏えいします。

【火災】 油汚れや飛散した食材がこんろ周りやレンジフード等の排気設備に付着していると、調理時の火が引火して火災になることがあります。

業務用厨房事故を防止するために

日頃のお手入れを心がけて、ガス機器をキレイに保つことが大切です。キレイに使うことで機器は長持ちします。しかし、大切に使っても経年劣化は避けられません。異常を感じたら放置せず、メーカーなどにメンテナンスを依頼しましょう。

問 消防本部予防課 TEL 0296-72-0874

ご存知ですか?里親制度

県では、親の病気や虐待などで、生まれた家庭で暮らせない子どもに温かな家庭的雰囲気の中で生活できるように、里親制度を積極的に推進しています。里親に関心がある方はご連絡ください。

※詳しくは、茨城県青少年家庭課のホームページをご覧ください。

問 茨城県中央児童相談所 里親担当 TEL 029-221-4150

ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/> (「茨城県青少年家庭課」で検索)

⑩ 第15回 笠間市ふれあい作品展の作品を募集します

障がい克服し、創作活動を通して自立に励んでいる方の作品を募集します。

展示期間 10月28日(水)～11月8日(日)

展示場所 市民センターいわま1階 市民ホール(笠間市下郷 5140)

募集作品 絵画、彫刻、デザイン、書道、写真、陶芸、手芸、織物、木工、文芸、生花等
※盆栽、農作物を除きます。

要件 障がいのある方が製作したもの(作品の管理は出品者自身が行ってください。)

対象 市内在住または在勤の障がい者(児)

申込方法 窓口で直接、または電話でお申し込みください。申込用紙は窓口に用意してあります。

申込期限 10月16日(金)

申・問 岩間支所福祉課(内線 73172)

⑪ 木造住宅をお持ちの方「耐震診断」をしてみませんか

茨城県知事が認定した「茨城県木造住宅耐震診断士」が目視と建築時の図面により診断を行い、耐震補強の必要性の有無を判定します。

お住まいの地震に対する強さ、安全性の目安を知っていただくことを目的としています。

この機会にぜひご活用ください。

申し込みいただくには、下記の条件を満たす必要があります。

対象となる住宅

- ・笠間市内にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(住宅以外の床面積が過半でないもの)で、階数が2階以下かつ延べ床面積30平方メートル以上のもの。
- ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工され建築されたもの。
※建築年、建築概要が建築確認通知等で確認できること。
- ・在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。
※丸太組工法(ログハウス)およびプレハブ工法などは対象外です。
※東日本大震災により被災した住宅で罹災証明書の判定区分で「半壊」以上の判定を受けた住宅は対象外です。

対象となる方 上記の対象住宅の所有者で、市税の滞納をしていない方

診断費用 2,000円(個人負担)

募集戸数 5戸

申込期限 9月30日(水)

申込方法 申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて都市計画課までご提出ください。

※予定戸数に達した時点で申し込み受付を終了します。

※診断実施は10～12月を予定しています。

※詳しくは、都市計画課までお問い合わせください。

※市から訪問や電話により、耐震診断を勧めることはありません。

申・問 都市計画課(内線 587)

「ごみ処理ハンドブック」は、笠間市のホームページからご覧いただけます。
<http://www.city.kasama.lg.jp/> (「ごみ処理」で検索)

⑫ 木造住宅の耐震改修に係る費用の一部を補助します

木造住宅の倒壊による災害を防止し、震災に強いまちづくりを推進するため、住宅の耐震改修設計や、耐震改修工事を行う方を対象に、その費用の一部を補助します。

対象となる住宅

- ・笠間市内にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(住宅以外の床面積が過半でないもの)で、階数が2階以下かつ延べ床面積30平方メートル以上のもの。
- ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工され建築されたもの。
- ・在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。
※丸太組工法(ログハウス)およびプレハブ工法などは対象外です。
- ・耐震診断を受けて、上部構造評点(耐震性の評価)が1.0未満であること。

補助対象者となる方

- ・上記の対象住宅の所有者で、市税を滞納していない方。
- ・自己または2親等以内の親族が居住するために事業を行う者であること。

補助対象事業と補助率

○耐震改修計画事業(設計)

耐震診断を実施した後、補助対象建築物の上部構造評点を1.0以上に向上させるために耐震改修計画(設計)を作成する事業

【補助率：事業に要した費用の2/3以内(10万円が限度)】

○耐震改修工事事業

耐震改修計画に基づき、改修工事を行う事業であって、当該工事により建物の上部構造評点が1.0以上となるもの。ただし、当該計画を作成した診断士が工事監理を行うことを条件とする。

【補助率：事業に要した費用の23%以内(30万円が限度)】

募集戸数 各事業につき1戸

申込期限 9月30日(水)

申込方法 申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて都市計画課までご提出ください。

※事前に都市計画課までお問い合わせください。

※予定戸数に達した時点で申し込み受け付けを終了します。

申・問 都市計画課(内線587)

⑬ 事業主の皆さん 改正法への対応はお済みですか

次の法律にかかる改正法が施行されますので事業主の皆さんは対応をお願いします。

改正育児・介護休業法

令和3年1月1日より、子の看護休暇や介護休暇が時間単位で取得可能となります。

パートタイム・有期雇用労働法

中小企業事業主は令和3年4月1日より、同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員の間で不合理な待遇差が禁止となります。

改正女性活躍推進法等

令和4年4月1日より、常時雇用する労働者数が101人以上の事業主は、一般事業主行動計画の策定や届出、情報公表が義務化されます。

詳しくは茨城労働局雇用環境・均等室までご確認いただき、早めの法規整備をお願いします。

問 茨城労働局雇用環境・均等室 TEL 029-277-8295

広報紙は笠間市ホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.kasama.lg.jp/>

⑭ 屋外広告物の表示には許可が必要です

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、立看板、はり紙、はり札のほか、広告塔、広告板、建物等に掲出されたものをいいます。

これら屋外広告物の表示は、まちの良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点から、一定のルールがあり、笠間市では、茨城県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示場所、表示面積、高さ等を規制しています。

屋外広告物を表示するときは、原則として市長の許可が必要です。まちの良好な景観のために、屋外広告物を表示するときは許可を受けましょう。

また、9月は茨城県の「屋外広告物美化強調月間」で、屋外広告物の適正な表示を徹底し、うらおいのある美しいまちづくりを推進しています。

みなさまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

主な規制の例

1 自己の店舗等から離れた場所に表示する場合

「禁止地域」「禁止物件」には、原則として広告物を表示できません。

禁止地域：道路または鉄道の敷地境界から一定の範囲内(一部の用途地域内を除く。)、信号機の付近、道路標識の付近等

禁止物件：信号機、道路標識、街路樹等

2 自己の店舗等に店名、取扱商品名等を表示する場合(自家広告物)

高さ、色彩、形態等の基準を満たし、合計面積が一定以下の自家広告物は、禁止地域でも表示することができます。

なお、一定規模以上の自家広告物を表示する際には、市長の許可を受ける必要がありますので、お問い合わせください。

問 都市計画課(内線 586)

⑮ 違反広告物の撤去を行います

市では、まちの良好な景観を維持するために、屋外広告物法に基づき簡易除却措置が認められている違反広告物の撤去活動を市内全域で行います。

なお、除却(撤去)した広告物は、後日、種類、数量、撤去場所等を公示します。

日時 9月23日(水)～30日(水)

対象 無許可で街路樹、電柱、道路標識、ガードレール、歩道柵等に掲出されているはり紙、はり札、立看板、広告旗等の広告物

問 都市計画課(内線 586)

⑯ 秋の全国交通安全運動を実施します

市内においても高齢者の交通事故が多発しています。私たちひとり一人が交通ルールを守り、マナー意識の向上に努めましょう。運動の実施期間は、9月21日(月)～30日(水)までの10日間で、9月30日(水)は「交通死亡事故ゼロを目指す日」です。運転者は、子どもや高齢者を見かけたらその行動に充分注意し、減速・徐行・一時停止するなど思いやり運転に努めましょう。

【スローガン】 夜道こそ 自分をアピール 反射材

【運動の重点】(1) 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

(2) 高齢運転者等の安全運転の励行

(3) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

問 市民活動課(内線 135)

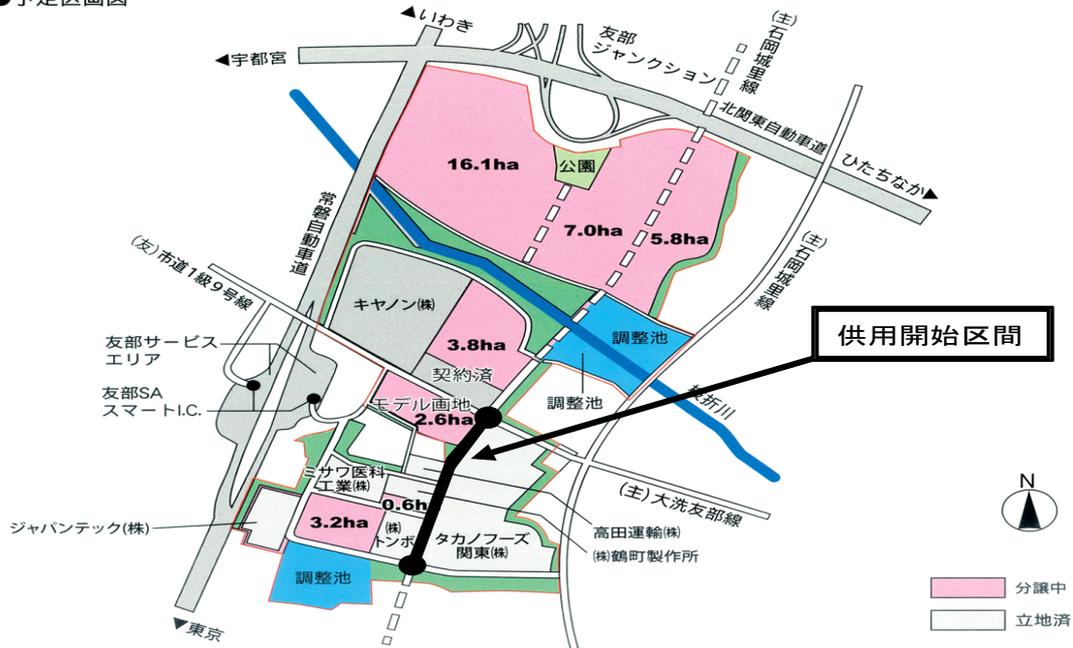
⑰ 茨城中央工業団地(笠間地区)内の道路が開通しました

茨城中央工業団地(笠間地区)内において整備をしていた道路が完成し、次のとおり道路の供用を開始することとなりました。

工業団地内の整備については、引き続き実施していきます。

供用開始 9月29日(火) 午前11時～

●予定区画図



問 工業団地に関すること：茨城県営業戦略部立地整備課 TEL 029-301-2752

道路管理に関すること：茨城県水戸土木事務所 道路管理課 TEL 029-225-4061

⑱ 図書館からのご案内

○友部図書館「子ども読書フェスティバルを中止します」

広報かさま9月号に掲載されている、10月11日(日)の子ども読書フェスティバルは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催を中止します。

※ボランティア団体によるギャラリー展示は行います。

問 友部図書館 TEL 0296-78-1200

○笠間図書館「おとなの図書館見学会」

普段は見るできない図書館のバックヤードを見学してみませんか。本にブックコートをかける作業の体験や資料の探し方、お役立ち情報も説明します。ぜひご参加ください。

日時 10月11日(日) 午前10時～11時30分

場所 笠間図書館 2階ホール(笠間市石井2023-1)

対象 15歳以上の方

定員 8名(先着順)

参加費 無料

持ち物 ブックコート用の本

申込方法 窓口で直接または電話でお申し込みください。

申込期限 9月25日(金) 午前9時～定員になり次第終了

申・問 笠間図書館 TEL 0296-72-5046

⑱ ドライブインシアターで「ペット2」を上映

ドライブインシアターは、車を駐車場等にとめ、乗車したまま大きなスクリーンで映画を鑑賞する上映会です。予約制で混み合うことなく、車内で鑑賞するため、ソーシャルディスタンスを保ちながら家族や親しい友人とゆっくり映画が楽しめます。

日時 10月3日(土) 開場：午後6時 開演：午後7時～

※小雨決行。荒天の場合は中止となります。基本途中入退場はご遠慮ください。

場所 地域交流センターともべ Tomoo 駐車場(笠間市友部駅前1-10)

上映作品 「ペット2」(上映時間86分)

定員 32台(先着順) ※事前予約制。FMラジオが受信可能な車。

参加費 無料

申込方法 電話または受付で氏名、電話番号、車両ナンバー、車種、来場者人数、カフェメニュー利用の有無をお知らせください。

申込期間 9月19日(土) 午前9時～10月2日(金) 正午

申・問 地域交流センターともべ Tomoo TEL 0296-71-6637

⑳ 健康講座「糖尿病について」

糖尿病は初期段階には自覚症状はほとんどなく、高血糖状態を放置すると合併症等から重篤な症状となる場合もあります。糖尿病と歯の健康について知ること、生活習慣を見直す機会や健康づくりに役立てましょう。

日時 10月19日(月) 午後1時30分～3時

場所 保健センター(笠間市南友部1966-1)

講師 市立病院医師 保健センター 歯科衛生士

定員 25名(応募者多数の場合は抽選)

参加費 無料

申込方法 窓口で直接、または電話でお申し込みください。

申込期限 10月12日(月)

申・問 保健センター TEL 0296-77-9145

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、人数制限等をさせていただく場合があります。

㉑ ママ・リフレッシュ～ハーバリウムペン作り～

子育てをがんばっているみなさん、自分へのご褒美、お友達へのプレゼントにいかがでしょうか。

日時 10月6日(火) 午前10時30分～11時30分

場所 笠間市児童館 創作活動室(笠間市南友部1966-140)

講師 倉持 佳子さん

対象 市内在住の生後6か月～2歳までのお子さんとその母親(託児付き)

参加費 500円

定員 8名(応募者多数の場合は抽選)

※抽選結果は10月4日(日)に連絡します。

申込方法 窓口で直接、または電話でお申し込みください。

申込期間 9月25日(金)～10月3日(土)

申・問 笠間市児童館 TEL 0296-77-8340

㉒ 「第一火曜日の会」ゆび編みマットづくり

手指を使うことで脳や身体機能の発達、介護予防、機能回復、健康維持に役立ちます。今回は靴下のハギレをマットに変身させます。

日時 10月6日(火) 午前9時30分～11時30分

場所 地域福祉センターともべ 研修室(笠間市美原3-2-11)

定員 約20名(応募多数の場合は抽選)

参加費 300円

申込方法 窓口で直接または電話でお申し込み下さい

申込期限 9月28日(月)

申・問 社会福祉協議会ボランティアセンター TEL 0296-78-2626

㉓ フリーマーケットの出店者を募集

家庭で眠っている日用品や衣類など、使わなくなったものをもう一度生かしてみませんか。

出店するものは、家庭菜園の採れたて野菜やふぞろいの野菜、お米などの農作物のほか、鉢花、手工芸品等も大歓迎です。

売るのも買うのも、見るのも楽しいフリーマーケットです。お気軽にご参加ください。

日時 10月3日(土) 午前9時～午後2時 受付：午前8時30分

※雨天時は10月4日(日)に延期

場所 友部公民館 前広場(笠間市中央3-3-6)

出店方法 当日会場でお申し込みください。(小中学生は保護者同伴)

参加費 一区画500円

問 ごみを考える会 菊地 TEL 0296-77-5028

※新型コロナウイルス感染症防止のため、参加の方はマスクの着用をお願いします。

㉔ 第10回 大阪府民のいっちゃんうまい米コンテスト

出品資格 安全でおいしいお米づくりに取り組む農業者・農業法人および農業者団体

応募料 出品米1点につき5,000円(税別)

提出物 玄米2キログラム程度、出品米のプロフィール(事務局様式)

※提出物の納品先、参加料の納付等については、11月17日(火)までに連絡があります。

その他 ・出品米は、令和2年産の単一品種に限ります。
・農産物検査法に基づく検査をした米であること。

申込方法 郵送またはFAXでお申し込みください。申込書は、農政課に用意してあります。大阪府米穀小売商連合会ホームページからも取得できます。

申込期限 11月10日(火)

申・問 大阪府米穀小売商連合会 TEL 072-222-5344 FAX 072-320-8144

〒590-0076 大阪府堺市堺区北瓦町1-2-16 HP <http://www.towncorp.jp/daibeiren/>

かさめ～るにご登録ください。



②5 かさま音楽フェスタ ～奏～

ピアノ・ヴァイオリン・クラリネットによるクラシックコンサート

ピアノ・ヴァイオリン・クラリネットが奏でる音楽に包まれて、癒しの時間を過ごしませんか。

日時 11月15日(日) 開場：午後1時30分 開演：午後2時 終演予定：午後4時

場所 笠間公民館 大ホール(笠間市石井 2068-1)

出演 ピアノ：郡司 悦子さん、瀧家 尚美さん、長瀬 賢弘さん

ヴァイオリン：飛田 和華さん クラリネット：飯塚 公美さん

入場料 1,000円(全席指定。コンサート当日にお支払いください。)

申込方法 電話またはいばらき電子申請・届出サービスからお申し込みください。

※全席指定となりますが、座席の希望はお受けできません。

※未就学児の入場はご遠慮ください。また、小学生よりチケットが必要となります。

※チケット予約は、一人5枚までとなります。

※プログラム等は変更となる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止となる場合があります。

申込期間 9月15日(火) 午前9時～11月9日(月) 午後5時

申・問 生涯学習課(内線382)



いばらき電子申請・届出サービス

②6 花と緑のまちなみコンテスト

花と緑のある美しいまちづくりを推進するため、市内の家庭や街の中の花と緑を題材とした写真を募集し、コンテストを実施します。

部門 ①個人部門 ②団体・企業部門

対象 市内に居住する個人または市内に事務所を有する団体等

応募条件 参加者自ら、花壇等の植込み管理一切を行っていることを条件とします。形式は花壇、室外のフラワーポット、ハンギングバスケット等、「花と緑」にある程度まとまりのあるものであれば参加できます。花壇等と一体になったグリーンカーテンについても対象とします。

※花壇等の設置そのものを業とする場合は、対象外とします。

審査・賞品 審査発表は12月に行い、部門別に最優秀賞1点、優秀賞2点を決定します。

最優秀賞：1万円の商品券、優秀賞：5千円の商品券

また、ご応募いただいた方全員に参加賞を差し上げます。

応募方法 応募用紙に住所・氏名・電話番号・応募区分・植物の種類・コメント(テーマや工夫したこと、生育の状況など)を記入し、写真を添えてお申し込みください。応募用紙は市のホームページか窓口でお配りしています。

※写真は令和2年中に撮影したものであれば季節を問いません。

枚数 3枚以上5枚以内(遠景および近景の写真)

サイズ L版または2L(A4用紙にプリントアウトしたものでも構いません。)

応募締切 10月30日(金) 必着

申・問 市民活動課内 笠間市民憲章推進協議会事務局 (内線132)

〒309-1792 笠間市中央3-2-1 メール katsudo@city.kasama.lg.jp

㉗ A・ta・GO! ダンス教室

「キッズダンス教室」が10月よりリニューアルします。踊ることの楽しさや達成感を習得し、ダンスを通じて表現力を高めます。

クラス	毎月土曜日 全3回	内容	対象
キッズ	午後1時30分 ～2時15分	元気いっぱい身体を動かし、音楽を楽しみます。	未就学児
ジュニアA	午後2時25分 ～3時25分	ダイナミックな動きを中心に、アクティブで情熱的なダンスを目指します。	小・中学生
ジュニアB	午後3時25分 ～4時25分	豊かな表現力とパフォーマンスを磨き、楽しさを表現するダンスを目指します。	

場所 地域交流センターいわま「あたご」(笠間市下郷 4438-7)

講師 ヒップホップダンスインストラクター ^{ミカ} MIKAさん

定員 若干名

参加費 未就学児：2,500円/月 小学生：3,500円/月 中学生：4,000円/月

申込方法 窓口で直接または電話でお申し込みください。

申・問 地域交流センターいわま「あたご」 TEL 0299-57-3357

㉘ 笠間ふれあい大学 10月講座のご案内

人生100年の時代の生き方や輝き方を学ぶ場です。どなたでも参加できますので、幅広い学びを通じた仲間づくりにより見知らぬ自分を発見しましょう。

日時		内容
3日(土)	午前10時 ～正午	「飛び出せ、越境学習の場へ!～大学院で得たもの～」 講師： ^{うちおけ かつゆき} 内桶 克之さん(法政大学大学院 政策創造研究科)
17日(土)		「映像に学ぶ・ふるさと笠間」芸術・文化等、映像で次世代に継承する活動と代表作品の紹介 講師：映像でわが町をつくる会 ※「四木会」と共催
25日(日)		「クラシックを楽しく学ぼう」講座と実技(ピアノ&ソプラノ) 講師： ^{たなべ ゆうこ} 田辺 祐子さん・ ^{たんげ ともこ} 丹家 倫子さん姉妹

場所 まちの駅笠間宿 ふれあいサロンかさま～(笠間市笠間 2247)

定員 20名(先着順)

参加費 1,000円/各回

申込方法 電話、FAXまたはメールでお申し込みください。

申込期限 開催日前日まで

申・問 (特非)グラウンドワーク笠間 ^{はなわ しげる} 塙 茂 TEL 090-8800-3248 FAX 0296-72-0654

メール shigeru-hanawa@white.plala.or.jp

※笠間ふれあい大学は、笠間市社会教育推進事業補助金を受けて活動しています。

便利な身分証明書 マイナンバーカード
取得はお早めに!



⑳ これからの公共施設について 第6回 -取組3 公民連携-

今回は、施設と公民連携について紹介します。

公民連携とは、市と民間事業者が経営力・技術力・資金力を協力して、公共施設の効果を最大限に発揮させる方法をいいます。公民連携は、パブリック・プライベート・パートナーシップを略してPPPといえます。以下の表は、PPP手法の一部です。

事業手法の概要

	公設公営方式 (従来方式)	公設民営方式		民設民営方式			
		長期包括 委託方式	DBO方式 ※1	BT0方式 ※2	BOT方式 ※3	B00方式 ※4	
公共関与度	大						小
資金調達	公共	公共	公共	民間	民間	民間	
設計・建設	公共	公共	民間	民間	民間	民間	
運営	公共	民間	民間	民間	民間	民間	
施設の所有 (運営事業期間中)	公共	公共	公共	公共	民間	民間	
施設の所有 (運営事業終了後)	公共	公共	公共	公共	公共	民間	

 : 役割が民間事業者となるもの

※1 DBO方式: Design(設計して) Build(建設して) Operate(管理運営する)

※2 BT0方式: Build(建設して) Transfer(所有権を移転して) Operate(管理運営する)

※3 BOT方式: Build(建設して) Operate(管理運営して) Transfer(所有権を移転する)

※4 B00方式: Build(建設して) Own(所有して) Operate(管理・運営する)

・笠間市は、愛宕山山頂付近にあるスカイロッジを公民連携(B00方式)により、本年度リノベーションしました。今後、施設の運営経費は民間事業者が負担し最適なサービスを提供しながら施設の運営をしていきます。

・水戸市も、新清掃センターを公民連携(DBO方式)にて運営開始しています。公民連携によりサービスの向上ができる施設を笠間市は検討していきます。

このように、第4回から第6回において施設の課題解決方法を具体的に紹介してきました。今後、より適正な施設配置計画を策定するため、無作為抽出によるアンケート調査を実施する予定です。ご協力をお願いします。

問 資産経営課(内線 573)

